

東日本大震災の被災者の方の介護保険料 及び利用者負担の特例減免措置の見直しについて

東日本大震災による被災者の方の介護保険料及び利用者負担の特例減免措置
については、**令和5年4月から段階的な見直し**を行います。
皆様におかれては、ご理解・ご協力をお願いします。

1. 見直しの対象となる方

東日本大震災が生じた日に旧避難指示区域等に住所を有していた被保険者の方

※ 今回の見直しは、平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域にお住まいの皆様が対象であり、平成29年5月以降に解除された地域に係る見直しについては、今後その内容をお示しします。

2. 見直し内容について

- 特例減免措置については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、避難指示解除から10年程度で終了することとし、**令和5年度（令和5年4月）から順次、見直しを実施**します。
- 各地域における特例減免措置の見直しが開始される年度は以下のとおりです。

震災当時に住所を有していた地域 (福島県内)	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
【平成26年までに解除された地域】 ・ 広野町、楡葉町の一部、 南相馬市の一部 (旧緊急時避難準備区域) ・ 川内村の一部、田村市 (旧緊急時避難準備区域及び旧避難指示解除準備区域) ・ 特定避難勧奨地点	保険料	特例 継続	1/2	×	特例 終了			
	利用者負担		○	○				
【平成27年までに解除された地域】 ・ 楡葉町の残り全域 (旧避難指示解除準備区域)	保険料		○	1/2	×	特例 終了		
	利用者負担		○	○	○			
【平成28年までに解除された地域】 ・ 葛尾村の一部、南相馬市の一部 (旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域) ・ 川内村の残り全域 (旧居住制限区域)	保険料		○	○	1/2	×	特例 終了	
	利用者負担		○	○	○	○		
【平成29年までに解除された地域】 ・ 飯舘村の一部、浪江町の一部、 川俣町、富岡町の一部 (旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域)	保険料		○	○	○	1/2	×	特例 終了
	利用者負担		○	○	○	○	○	

※ご自身がいずれに該当するかは、ご加入の各保険者にお問い合わせください。

○：全額免除、1/2：1/2免除、×：免除終了

(裏面に続く)

○ 特例減免措置の見直しについて

Q1 なぜ見直すことになったのですか？

A1 介護保険制度は、被保険者の皆様が、介護が必要な状態になってもできる限り自立した日常生活を営めるよう、加入者の皆様で保険料等を出し合い、介護給付費に充てる助け合いの制度です。

特例減免措置については、避難指示解除後も長期間にわたり減免が継続されるなど被保険者間の公平性の観点から課題があったため、今般、段階的に見直しを行うことを決定しました。特例減免措置の見直しは、介護保険制度を将来にわたって守り続けるために必要なものと考えていますので、皆様におかれては、何卒、ご理解・ご協力をお願いします。

Q2 今回、見直しの対象となる方はどういう方ですか？

A2 東日本大震災が生じた日に避難指示区域等（平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域）に住所を有していた被保険者の方が減免措置の見直し対象となります。具体的な見直しの開始年度等については、現在ご加入の保険者にお問合せください。

(※)「避難指示区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の4つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

○ 介護保険料の支払いについて

Q3 どの程度、保険料を支払う必要がありますか？

A3 保険料は、前年度の所得等に応じて決められますが、具体的な保険料額の設定方法などの詳細は、現在、ご加入の保険者にご相談ください。

なお、今回の見直しにあたっては、急激な負担増にならないよう、見直しの1年目は保険料の全額ではなく、半額を負担いただくこととしています。

○ 利用者負担の支払いについて

Q4 どの程度、利用者負担を支払う必要がありますか？

A4 原則は介護サービス費の1割となっていますが、被保険者の方の収入等に応じて、1割から3割までの負担割合が決められています。

また、毎月の介護サービスの利用者負担額が高額になったときには、上限額を超えた分が高額介護サービス費として支給されます。利用者負担の上限額は、所得などにより異なりますので、詳細は現在、ご加入の保険者にご相談ください。

(※) 所得が一定の基準額以下の方は保険料の一部が軽減されます。詳細はご加入の保険者にお問い合わせください。

Q5 保険料の支払いが困難な場合はどうすればいいですか？

A5 支払いが困難な場合は、現在、ご加入の保険者にお早めにご相談ください。